

## もうけ話にご用心！利殖商法に関する相談が増えています

低金利時代が長く続き、手元の資産を少しでも有利に運用しようとする消費者に向け、様々な金融商品が発売されています。いろいろな機会でこうした金融商品で儲けたという事例が紹介され、誰でも簡単に利益が得ることができるような気にさせられることもあります。しかし一般的には「ハイリスク・ハイリターン」と言われるように、高利回りをうたう金融商品には危険が潜んでいるものです。

相談センターには、こうしたハイリスク金融商品に関する相談が今年の4月以降、急増しています。特に最近では、高齢者を対象に勧誘するケースも目立ってきています。あるお年寄りの男性の自宅に突然電話がかかかってきて「未公開株が80株残っている。今後上場して必ず儲かるから買わないか。」としつこく勧誘され困っているという相談がありました。この男性は過去に資産運用をしており、多少なりとも投資については知識を有する方でした。このように金融取引の経験者をターゲットにこうしたもうけ話を持ちかけ、「絶対に」とか「必ず」などとしつこく勧誘し、「あなただけ特別」とか「あと1口で販売を終了する」と言って、あたかも勧誘の商品が有利であるように勧誘してきます。

また、専門知識のない人が甘い言葉を鵜呑みにして契約をしたものの、損害を受け相手方と連絡をしようとしても電話がつかまらないなどという詐欺的な行為をする悪質な業者もいます。

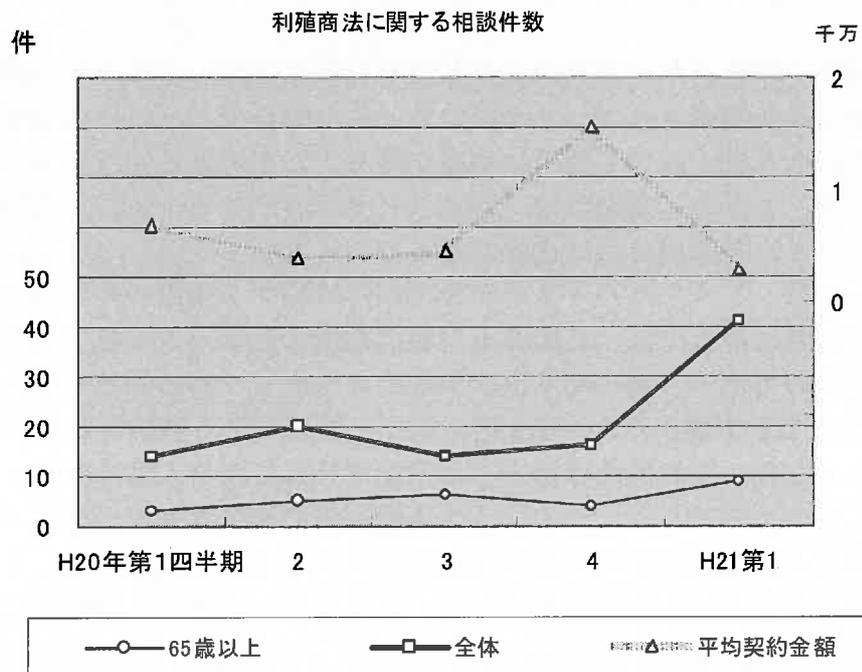
「未公開株」の販売等を行うことができるのは、その未公開株の発行会社や登録を受けた証券会社などに限られます。登録情報は金融庁のホームページから確認することができます。また、金融商品取引法において「必ず〇〇が上がる」とか「絶対に〇〇になる」など虚偽の説明をすることや「いりません」とはっきり断ったのにしつこく取引を勧誘することなどは禁止されており、こうした行為をして契約し損害を被った場合は金融商品販売法において損害賠償請求ができる場合があります。

そのほか「元本保証」をうたい、外国債券や個人年金保険などの勧誘を受け、その仕組みをよく理解せずに勧められるまま契約してしまい、大事な老後の資産を失ってしまったという事例もあります。保険契約についてトラブルが生じた場合は、「生命保険協会生命保険相談所」「日本損害保険協会そんがいほけん相談室」に相談窓口が開設されていますので、お早めにご相談下さい。

金融商品を取引する際には、その商品の性格とそれを取り扱う業者の信用性を十分に検証し、慎重に契約して下さい。あなたの大切な資産を守れるのはあなた自身のほかのだれでもありません。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を受け付けています。

相談は058-277-1003です。土曜日にも電話による相談を受け付けています。



H 2 1 . 9 . 2 2 岐阜新聞掲載